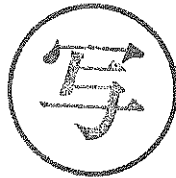


郵便約款の変更の認可  
(配達記録郵便の廃止及び特定記録郵便の新設)

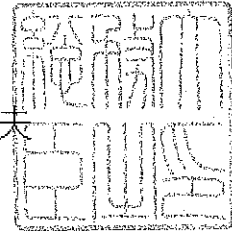
(総務大臣諮問第 1001 号)



諮問第1001号  
平成20年 9月29日

情報通信行政・郵政行政審議会  
会長 高橋 温 殿

総務大臣 鳩山 邦夫



諮 問 書

郵便事業株式会社代表取締役会長北村憲雄から、平成20年9月24日付け郵郵事第66号で、別添のとおり、郵便法（昭和22年法律第165号）第68条第1項の規定に基づく郵便約款の変更の認可申請があった。

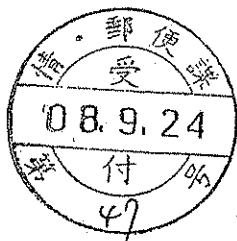
これらについて審査した結果は、別紙のとおりであり、同条第2項各号の規定に適合したものと認められる。よって、同条第1項の認可をすることといたしたい。

上記について諮問する。

## 審 査 結 果

審査基準	審査結果	理 由
<p>【施行規則第 26 条】</p> <p>会社は、法第 68 条第 1 項の規定により郵便約款の認可を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を提出しなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>一 郵便約款（変更の認可の申請の場合は、新旧の対照を明示すること。）</li><li>二 実施予定期日</li><li>三 変更の認可の申請の場合は、変更を必要とする理由</li></ul>	適	郵便事業株式会社（以下「会社」という。）から提出された認可申請書には、施行規則第 26 条に定める事項が記載されていることから、認可申請書として適当なものと認められる。

審査基準	審査結果	理由
<p>【法第 68 条第 1 項】</p> <p>1 次に掲げる事項が適正かつ明確に定められていること</p>		
<p>イ この法律又はこの法律に基づく総務省令の規定により郵便約款で定めることとされている事項</p>	適	<p>変更申請の内容のうち、法の定めにより、郵便約款に定めることとされる事項は以下のとおり。</p> <p>○郵便の特殊取扱（法第 44 条第 2 項）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・配達記録郵便の廃止（現行約款から削除）</li> <li>・特定記録郵便の新設</li> <li>・電子内容証明郵便の取扱変更</li> </ul> <p>以上の事項について、郵便約款上、郵便の役務を提供するための条件が明文により定められており、適当なものと認められる。</p>
<p>ロ 郵便物の引受け、配達、転送及び還付並びに送達日数に関する事項</p>	適	<p>変更申請の内容のうち、特定記録郵便の新設については、郵便物の引受けを記録した上で送達する役務であることが記載されていることから、郵便物の引受け、配達、転送及び還付並びに送達日数に関する事項が適正かつ明確に定められており、適当なものと認められる。</p>
<p>ハ 郵便に関する料金の収受に関する事項</p>	— 変更なし	従前と同様の取扱いであり変更はない。
<p>ニ その他会社の責任に関する事項</p>	適	<p>変更申請の内容のうち、特定記録郵便の新設については、郵便物の引受けの記録をする役務であり、法第 50 条第 3 項で規定する「引受け及び配達記録をする」郵便物ではないことから、損害賠償は必要なく、申請内容にも損害賠償に関する規定が設けられていないことから、その他会社の責任に関する事項が適正かつ明確に定められており、適当なものと認められる。</p>
<p>【法第 68 条第 2 項】</p> <p>2 特定の者に対し不当な差別的取扱いをするものでないこと。</p>	適	<p>変更申請の内容は、特定の者に対し不当な差別的取扱いをするものでないことから、適当なものと認められる。</p>



郵便事第66号  
平成20年9月24日

総務大臣  
増田 寛也 様

郵便事業株式会社  
代表取締役会長

北村 憲

郵便約款の変更認可申請書

郵便法（昭和22年法律第165号）第68条第1項の規定に基づき、内国郵便約款及び電子郵便約款の変更の認可を受けたいので、申請します。

- 1 内国郵便約款及び電子郵便約款  
別添新旧対照表のとおり。
- 2 実施予定期日  
平成21年3月1日
- 3 変更を必要とする理由  
お客さまの利便性を一層向上させることにより、利用の維持・拡大を図るため。

内国郵便約款新旧対照表

※下線部分は改正部分

現 行		改 正																													
<p>(料金の返還)</p> <p>第67条 既に支払われた郵便に関する料金は、次に掲げるものであって、かつ、それぞれ次に掲げる請求期間内において、これを支払った者からの請求があった場合に、これを返還します。</p>		<p>(料金の返還)</p> <p>第67条 既に支払われた郵便に関する料金は、次に掲げるものであって、かつ、それぞれ次に掲げる請求期間内において、これを支払った者からの請求があった場合に、これを返還します。</p>																													
<table border="1"> <thead> <tr> <th>区 別</th> <th>請求期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 (略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>2 特殊取扱又は特別の取扱いをしない場合において、不可抗力による場合を除き、当社がその取扱いをしなかった場合、又はその取扱いをしないのと同様の結果を生じた場合における特殊取扱その他の特別の取扱いの料金</td> <td>その料金を支払った日から1年</td> </tr> <tr> <td>3 当社が損害賠償をしなければならぬ場合におけるその郵便物の料金及び特殊取扱の料金(書留料を除きます。)</td> <td>当社から損害賠償をする旨の通知を受けた日から6か月</td> </tr> <tr> <td>4~6 (略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>7 配達記録郵便物を亡失した場合であって、当社が責任を負うべき事由があるとき(3に規定する場合を除きます。)</td> <td>その料金を支払った日から1年</td> </tr> <tr> <td>8・9 (略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>		区 別	請求期間	1 (略)	(略)	2 特殊取扱又は特別の取扱いをしない場合において、不可抗力による場合を除き、当社がその取扱いをしなかった場合、又はその取扱いをしないのと同様の結果を生じた場合における特殊取扱その他の特別の取扱いの料金	その料金を支払った日から1年	3 当社が損害賠償をしなければならぬ場合におけるその郵便物の料金及び特殊取扱の料金(書留料を除きます。)	当社から損害賠償をする旨の通知を受けた日から6か月	4~6 (略)	(略)	7 配達記録郵便物を亡失した場合であって、当社が責任を負うべき事由があるとき(3に規定する場合を除きます。)	その料金を支払った日から1年	8・9 (略)	(略)	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区 別</th> <th>請求期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 (略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>2 特殊取扱又は特別の取扱いをしない場合において、不可抗力による場合を除き、当社がその取扱いをしなかった場合、又はその取扱いをしないのと同様の結果を生じた場合における特殊取扱その他の特別の取扱いの料金</td> <td>その料金を支払った日から1年</td> </tr> <tr> <td>3 当社が損害賠償をしなければならぬ場合におけるその郵便物の料金及び特殊取扱の料金(書留料を除きます。)</td> <td>当社から損害賠償をする旨の通知を受けた日から6か月</td> </tr> <tr> <td>4~6 (略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>7 配達記録郵便物を亡失した場合であって、当社が責任を負うべき事由があるときにおけるその郵便物の料金</td> <td>その料金を支払った日から1年</td> </tr> <tr> <td>8・9 (略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>		区 別	請求期間	1 (略)	(略)	2 特殊取扱又は特別の取扱いをしない場合において、不可抗力による場合を除き、当社がその取扱いをしなかった場合、又はその取扱いをしないのと同様の結果を生じた場合における特殊取扱その他の特別の取扱いの料金	その料金を支払った日から1年	3 当社が損害賠償をしなければならぬ場合におけるその郵便物の料金及び特殊取扱の料金(書留料を除きます。)	当社から損害賠償をする旨の通知を受けた日から6か月	4~6 (略)	(略)	7 配達記録郵便物を亡失した場合であって、当社が責任を負うべき事由があるときにおけるその郵便物の料金	その料金を支払った日から1年	8・9 (略)	(略)
区 別	請求期間																														
1 (略)	(略)																														
2 特殊取扱又は特別の取扱いをしない場合において、不可抗力による場合を除き、当社がその取扱いをしなかった場合、又はその取扱いをしないのと同様の結果を生じた場合における特殊取扱その他の特別の取扱いの料金	その料金を支払った日から1年																														
3 当社が損害賠償をしなければならぬ場合におけるその郵便物の料金及び特殊取扱の料金(書留料を除きます。)	当社から損害賠償をする旨の通知を受けた日から6か月																														
4~6 (略)	(略)																														
7 配達記録郵便物を亡失した場合であって、当社が責任を負うべき事由があるとき(3に規定する場合を除きます。)	その料金を支払った日から1年																														
8・9 (略)	(略)																														
区 別	請求期間																														
1 (略)	(略)																														
2 特殊取扱又は特別の取扱いをしない場合において、不可抗力による場合を除き、当社がその取扱いをしなかった場合、又はその取扱いをしないのと同様の結果を生じた場合における特殊取扱その他の特別の取扱いの料金	その料金を支払った日から1年																														
3 当社が損害賠償をしなければならぬ場合におけるその郵便物の料金及び特殊取扱の料金(書留料を除きます。)	当社から損害賠償をする旨の通知を受けた日から6か月																														
4~6 (略)	(略)																														
7 配達記録郵便物を亡失した場合であって、当社が責任を負うべき事由があるときにおけるその郵便物の料金	その料金を支払った日から1年																														
8・9 (略)	(略)																														
<p>2・3 (略)</p> <p>(郵便受箱の設置を要する建築物内の住宅等にあてた郵便物の取扱い)</p> <p>第76条 階数が3以上であり、かつ、その全部又は一部を住宅等(郵便法施行規則(平成15年総務省令第5号)第10条の住宅等をいいます。以下同じとします。)の用に供する建築物(その建築物の出入口又はその付近にその建築物内の住宅等にあて、又はこれらを肩書した郵便物(その特殊取扱としないものを受取人に代わって受け取ることでできるその建築物の管理者の事務所又は受付(その事務所又は受付のある階以外の階にある住宅等)であつて、又はこれらを肩書した郵便物であつて特殊取扱としないものを受取人を拒むものを除きます。)があるもの及び住宅等の出入口の全部が、直接地上に通ずる出入口のある階及びその直上階又はその直下階のいずれか一方の階にのみあるものを除きます。)内の住宅等にあて、又はこれらを肩書した郵便物は、次により配達し、又は交付します。</p> <p>(1) 法第43条(高層建築物に係る郵便受箱の設置)の郵便受箱が設置されている場合</p> <p>ア 次の郵便物は、その郵便受箱に配達します。ただし、容積が大さいため又は多数のため郵便受箱に配達することができないもの及び料金受取人私とするものその他の郵便物の配達を受ける者からの料金の支払を要するものについては、この限りではありません。</p> <p>(7) 特殊取扱としないもの</p> <p>(4) 特定記録郵便物(速達としたものを除きます。)</p> <p>(2) 年賀特別郵便物</p> <p>(5) 配達日指定郵便物(書留又は代金引換又は配達記録郵便物としたものを除きます。)</p> <p>イ アにより配達する郵便物以外の郵便物は、その住宅等に配達します。ただし、速達、翌朝郵</p>	<p>2・3 (略)</p> <p>(郵便受箱の設置を要する建築物内の住宅等にあてた郵便物の取扱い)</p> <p>第76条 階数が3以上であり、かつ、その全部又は一部を住宅等(郵便法施行規則(平成15年総務省令第5号)第10条の住宅等をいいます。以下同じとします。)の用に供する建築物(その建築物の出入口又はその付近にその建築物内の住宅等にあて、又はこれらを肩書した郵便物(その特殊取扱としないものを受取人に代わって受け取ることでできるその建築物の管理者の事務所又は受付(その事務所又は受付のある階以外の階にある住宅等)であつて、又はこれらを肩書した郵便物であつて特殊取扱としないものを受取人を拒むものを除きます。)があるもの及び住宅等の出入口の全部が、直接地上に通ずる出入口のある階及びその直上階又はその直下階のいずれか一方の階にのみあるものを除きます。)内の住宅等にあて、又はこれらを肩書した郵便物は、次により配達し、又は交付します。</p> <p>(1) 法第43条(高層建築物に係る郵便受箱の設置)の郵便受箱が設置されている場合</p> <p>ア 次の郵便物は、その郵便受箱に配達します。ただし、容積が大さいため又は多数のため郵便受箱に配達することができないもの及び料金受取人私とするものその他の郵便物の配達を受ける者からの料金の支払を要するものについては、この限りではありません。</p> <p>(7) 特殊取扱としないもの</p> <p>(4) 特定記録郵便物(速達としたものを除きます。)</p> <p>(2) 年賀特別郵便物</p> <p>(5) 配達日指定郵便物(書留又は代金引換としたものを除きます。)</p> <p>イ アにより配達する郵便物以外の郵便物は、その住宅等に配達します。ただし、速達、翌朝郵</p>																														

便又は新特急郵便とする郵便物で書留、代金引換又は配達記録郵便としなないものについては、受取人不在その他の事由によりその住宅等に配達することができなかつたときは、郵便受箱に配達します。

- (2) (略)
- 2・3 (略)

(郵便私書箱への郵便物の配達等)

第78条 (略)  
2 (略)  
3 前2項の郵便物で次に掲げるものは、別に保管し、郵便私書箱を設置した事業所の定める方法によりその旨を使用者に通知した上、その使用者の請求により窓口で交付します。

- (1) 書留、代金引換又は配達記録郵便としたもの
- (2) 料金受取人私のもの
- (3) 料金未払又は料金不足のもの
- (4) 容積が大きいため又は多量の郵便私書箱に配達することができないもの

(交通困難地にあてた郵便物の取扱い)

第80条 特に交通困難であるため周年又は一定期間内通常の方法により郵便物を配達することができない地域として当社が別に定めるものにあてた郵便物は、その地域において「留置期間」といいます。を取り扱う事業所に当社が別に定める期間(以下この項及び次項において「留置期間」といいます。)留め置き(その地域の指定が一定期間についてなされている場合において、留置期間内にその一定期間が満了するときは、その満了の日までの期間留め置きます。)、受取人の来店を待つて交付します。

- 2・3 (略)

4 第1項の地域に居住する者が、同項の事業所が指定する場所に郵便受箱(法第43条(高層建築物に係る郵便受箱の設置)の郵便受箱に準ずるもの)を設置したときは、その者にあてた郵便物(次に掲げるものを除きます。)は、第1項及び前項の規定にかかわらず、その郵便受箱に配達します。

- (1) 料金未払その他の事由により料金の支払を要する郵便物
- (2) 容積が大きいため又は多量の郵便受箱に配達することができない郵便物
- (3) 書留、代金引換又は配達記録郵便とした郵便物

(郵便物の転送)

第87条 郵便物は、その受取人がその住所又は居所を変更した場合において、その後の住所又は居所を当社が別に定めるところにより変更前の住所又は居所の郵便物の配達を受け持つ事業所に届け出ているときは、その届出の日から1年以内に限り、これをその届出のあった住所又は居所に転送します。ただし、その表面の見やすい所に「転送不要」の文字その他の転送を要しない旨を明瞭に記載した郵便物については、この限りではありません。

2 書留及び配達記録郵便としなない郵便物の配達を受けた者が受領後遅滞なくその郵便物に受取人の移転先を表示して差し出すときは、前項の届出がない場合でも、その郵便物に限り、これをその移転先に転送します。

- 3 (略)

(配達記録郵便の取扱い)

便又は新特急郵便とする郵便物で書留又は代金引換としなないものについては、受取人不在その他の事由によりその住宅等に配達することができなかつたときは、郵便受箱に配達します。

- (2) (略)
- 2・3 (略)

(郵便私書箱への郵便物の配達等)

第78条 (略)  
2 (略)  
3 前2項の郵便物で次に掲げるものは、別に保管し、郵便私書箱を設置した事業所の定める方法によりその旨を使用者に通知した上、その使用者の請求により窓口で交付します。

- (1) 書留又は代金引換としたもの
- (2) 料金受取人私のもの
- (3) 料金未払又は料金不足のもの
- (4) 容積が大きいため又は多量の郵便私書箱に配達することができないもの

(交通困難地にあてた郵便物の取扱い)

第80条 特に交通困難であるため周年又は一定期間内通常の方法により郵便物を配達することができない地域として当社が別に定めるものにあてた郵便物は、その地域において「留置期間」といいます。を取り扱う事業所に当社が別に定める期間(以下この項及び次項において「留置期間」といいます。)留め置き(その地域の指定が一定期間についてなされている場合において、留置期間内にその一定期間が満了するときは、その満了の日までの期間留め置きます。)、受取人の来店を待つて交付します。

- 2・3 (略)

4 第1項の地域に居住する者が、同項の事業所が指定する場所に郵便受箱(法第43条(高層建築物に係る郵便受箱の設置)の郵便受箱に準ずるもの)を設置したときは、その者にあてた郵便物(次に掲げるものを除きます。)は、第1項及び前項の規定にかかわらず、その郵便受箱に配達します。

- (1) 料金未払その他の事由により料金の支払を要する郵便物
- (2) 容積が大きいため又は多量の郵便受箱に配達することができない郵便物
- (3) 書留又は代金引換とした郵便物

(郵便物の転送)

第87条 郵便物は、その受取人がその住所又は居所を変更した場合において、その後の住所又は居所を当社が別に定めるところにより変更前の住所又は居所の郵便物の配達を受け持つ事業所に届け出ているときは、その届出の日から1年以内に限り、これをその届出のあった住所又は居所に転送します。ただし、その表面の見やすい所に「転送不要」の文字その他の転送を要しない旨を明瞭に記載した郵便物については、この限りではありません。

2 書留又は代金引換としなない郵便物の配達を受けた者が受領後遅滞なくその郵便物に受取人の移転先を表示して差し出すときは、前項の届出がない場合でも、その郵便物に限り、これをその移転先に転送します。

- 3 (略)

(特定記録郵便の取扱い)

第134条 当社は、郵便物の引受け及び配達を記録する配達記録郵便の取扱いをします。  
 2 配達記録郵便とする郵便物（以下「配達記録郵便物」といいます。）の取扱いは、事業所において、次により、これをします。

- (1) 引き受けるときは、差出人に郵便物の受領証を交付すること。
  - (2) 受取人に配達し、若しくは交付し、又は差出人に返還するとき、郵便物の配達証に受取人又は差出人の受領の証印又は署名を受けること。
  - (3) 受取人若しくは差出人の代人又は官公署、学校、会社、旅館その他多数の集合する場所の受付に配達し、又は返還するとき、郵便物の配達証に代人又は受付の資格及び氏名の記載並びに受領の証印又は署名を受けること。
  - (4) 受取人不在又は差出人不在その他の事由によって(2)又は(3)の取扱いをすることができなかつた郵便物を受取人又は差出人が指定した場所に配達し、又は返還するとき、郵便物の配達証にその郵便物を配達する者が配達場所及び配達日時を記載し、並びに配達の証印又は署名をすること。
- 3 配達記録郵便物は、当社が別に定める特殊取扱以外の特殊取扱とすることができません。

(配達記録郵便物の差出方法)

第135条 配達記録郵便物は、事業所において交付する用紙に差出人の氏名その他事業所の指示する事項を記載して差し出していただきます。ただし、その事業所が必要ないと認められた場合は、この限りではありません。

2 前項の用紙は、配達記録郵便物を差し出そうとするとする事業所（郵便局等を除きます。）の承認を受けて当社以外の者が作成することができます。

(配達記録郵便物の表示)

第136条 配達記録郵便物には、その旨を示す当社が別に定める表示をしていただきます。

(損害賠償の範囲)

第153条 (略)

2 当社は、次に掲げる郵便物について、それぞれ次に掲げる事由により損害が生じた場合には、これによって生じた損害を賠償します。ただし、その損害の全部又は一部がこの約款の他の規定により賠償を受けることができるときは、その全部又は一部については、この限りではありません。

区別	事由
1 一般書留郵便物	郵便業務従事者の故意又は重大な過失により、その郵便物に係る郵便の役務をその本旨に従って提供せず、又は提供することができなかつたとき
2 簡易書留郵便物	
3 配達記録郵便物	
4 代金引換郵便物	(略)
5 内容証明とする郵便物	(略)
6 特別送達郵便物	(略)

3 (略)

第134条 当社は、郵便物の引受けを記載した上で送達する特定記録郵便の取扱いをします。  
 2 特定記録郵便とする郵便物（以下「特定記録郵便物」といいます。）を引き受けるときは、事業所において、差出人に郵便物の受領証を交付します。

3 特定記録郵便物は、当社が別に定める特殊取扱以外の特殊取扱とすることができません。

(特定記録郵便物の差出方法)

第135条 特定記録郵便物は、事業所において交付する用紙に差出人の氏名その他事業所の指示する事項を記載して差し出していただきます。ただし、その事業所が必要ないと認められた場合は、この限りではありません。

2 前項の用紙は、特定記録郵便物を差し出そうとするとする事業所（郵便局等を除きます。）の承認を受けて当社以外の者が作成することができます。

(特定記録郵便物の表示)

第136条 特定記録郵便物には、その旨を示す当社が別に定める表示をしていただきます。

(損害賠償の範囲)

第153条 (略)

2 当社は、次に掲げる郵便物について、それぞれ次に掲げる事由により損害が生じた場合には、これによって生じた損害を賠償します。ただし、その損害の全部又は一部がこの約款の他の規定により賠償を受けることができるときは、その全部又は一部については、この限りではありません。

区別	事由
1 一般書留郵便物	郵便業務従事者の故意又は重大な過失により、その郵便物に係る郵便の役務をその本旨に従って提供せず、又は提供することができなかつたとき
2 簡易書留郵便物	
3 代金引換郵便物	(略)
4 内容証明とする郵便物	(略)
5 特別送達郵便物	(略)

3 (略)



附 則 (平成20年9月19日 郵政第66号)

この改正規定は、平成21年3月1日から実施します。

電子郵便約款新旧対照表

※下線部分は改正部分

現 行	改 正
<p>(取扱内容) 第38条 内容証明の取扱いをする場合のインターネット利用型電子郵便(以下「電子内容証明郵便」といいます。)の取扱いは、当社が別に定める事業所において、次により、これをします。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 次に規定する電子内容証明の取扱いをすること。 ア・イ (略) ウ イの規定により証明された謄本は、差出人にこれを配達記録郵便とする郵便物により送付するとともに、差出事業所において、アの規定により記録した通信文等その他謄本に係る情報を電磁的方法による記録に係る記録媒体により保存すること。</p> <p>(3) (略)</p> <p>2～6 (略)</p>	<p>(取扱内容) 第38条 内容証明の取扱いをする場合のインターネット利用型電子郵便(以下「電子内容証明郵便」といいます。)の取扱いは、当社が別に定める事業所において、次により、これをします。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 次に規定する電子内容証明の取扱いをすること。 ア・イ (略) ウ イの規定により証明された謄本は、差出人にこれを当社が別に定める取扱いとする郵便物により送付するとともに、差出事業所において、アの規定により記録した通信文等その他謄本に係る情報を電磁的方法による記録に係る記録媒体により保存すること。</p> <p>(3) (略)</p> <p>2～6 (略)</p>
<p>附 則 (平成20年9月19日 郵政令第66号)</p> <p>この改正規定は、平成21年3月1日から実施します。</p>	

郵便約款の変更の認可申請の概要及び審査結果  
(配達記録郵便の廃止及び特定記録郵便の新設)

平成20年9月29日  
総務省

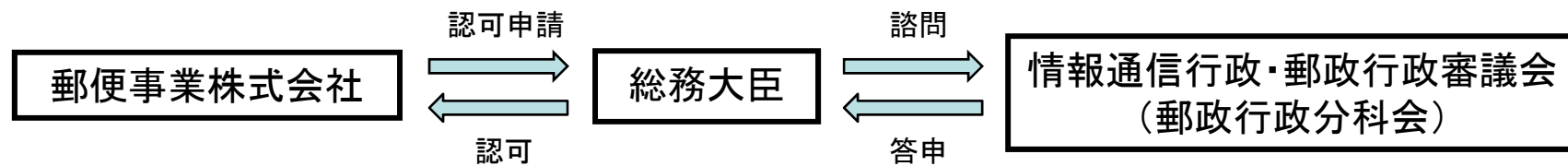
# 1 郵便約款の概要

郵便事業株式会社が郵便の役務に関する提供条件について定め、総務大臣の認可を受けたもの。  
次の事項を規定（郵便法第68条）

- ・ 郵便法令の規定により郵便約款で定めることとされている事項  
（郵便物として差し出すことができないもの、郵便物の大きさ及び重量等）
- ・ 郵便物の引受け、配達、転送及び還付並びに送達日数に関する事項
- ・ 郵便に関する料金の收受に関する事項
- ・ その他会社の責任に関する事項

# 2 郵便約款の変更の認可の手続き

総務大臣は、法令で定める認可基準に照らして審査し、審議会に諮問して認可



- (認可基準)
- ・ 郵便約款で定める事項について、適正かつ明確に定められていること。
  - ・ 特定の者に対し不当な差別的取扱いをするものでないこと。

### 3 変更の認可申請の概要

#### (1) 変更の趣旨

引受け又は配達記録を行う郵便物について、利用者ニーズに対応した多様なサービスを提供することにより、利用者の選択肢を拡大する。

#### (2) 変更の内容

郵便物の引受け及び配達記録を行う「配達記録郵便」を廃止し、郵便物の引受けを記録する「特定記録郵便」を新設する。

また、配達記録郵便の廃止に伴い、電子内容証明郵便※の謄本について、差出人に送付する方法を変更する。

#### ※ 電子内容証明郵便

インターネットにより、内容証明（郵便事業株式会社が、郵便物の内容である文書の内容を証明するサービス）を引き受けるサービス。郵便事業株式会社において、郵便物の内容である文書及び謄本2通を作成し、文書は内容証明郵便として受取人に送付。謄本のうち1通は郵便事業株式会社が保管し、1通は差出人に送付。配達記録郵便廃止後は、簡易書留で差出人に送付する予定

#### (3) 実施予定日

平成21年3月1日(日)

## 4 サービス変更の具体的な内容

### 配達記録郵便の廃止及び特定記録郵便の新設

#### < 配達記録郵便及び特定記録郵便の概要 >

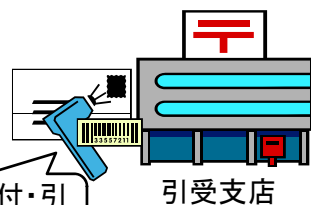
	配達記録郵便（廃止）	特定記録郵便（新設）
記録のタイミング	引受け及び配達の時点	引受けの時点
配達の方法	受取人の受領印又は署名と引換え (対面配達)	郵便受箱への投函 (非対面配達)
損害賠償	郵便業務従事者の故意又は重大な過失による損害を生じさせた場合に行う	行わない

#### 【配達記録郵便（廃止）】

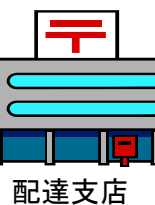
(差出人)



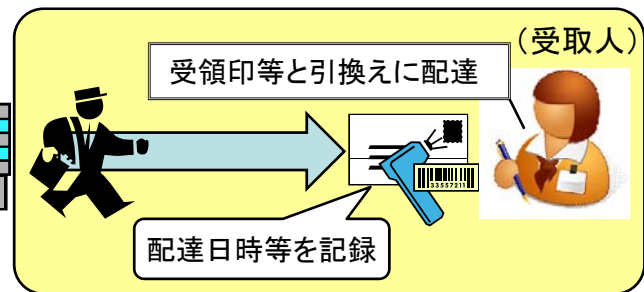
バーコード貼付・引受日時等を記録



引受支店



配達支店

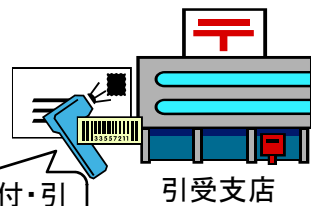


配達方法変更

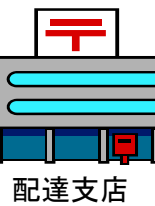
#### 【特定記録郵便（新設）】



バーコード貼付・引受日時等を記録



引受支店



配達支店



## 5 サービス変更による影響等

### (1) サービス変更による利用者等への影響

- 郵便物の引受けの記録は必要であるが、配達記録までは不要なので、料金を安くして欲しいという利用者ニーズに応える → 特定記録郵便の新設  
(民間運送事業者の「メール便」とほぼ同様の商品性)
- 新設する特定記録郵便については、配達時を記録する工程がないことに加え、業務の効率化(作業の集中化、機械化)によりコストを削減することで、基本料金を配達記録郵便よりも値下げする。(210円→160円)
- 引受け及び配達記録が引き続き必要な利用者は、引受けと配達を両方を記録する「簡易書留」へ移行することが想定される。  
なお「簡易書留」についても、業務の効率化(作業の集中化、機械化)により、コストを削減することで、基本料金を50円値下げする。(350円→300円)
- 配達記録郵便を廃止し、特定記録郵便を新設することにより、郵便事業株式会社の郵便事業のうち、特殊取扱の収支を改善する。

### (2) 配達記録郵便の廃止に伴う代替サービスの状況

サービス名称	記録性	損害賠償	配達記録と比較した料金
配達記録郵便(今回廃止)	○	△(故意重過失のみ)	—
特定記録郵便(今回新設)	△(引受けのみ)	×	値下げ(▲50円)
簡易書留(既存)	○	○(5万円まで)	値上げ(+90円)

### (3) これまでに利用者等から総務省に寄せられた主な意見

- 引受けと配達記録の記録を必要とする利用者にとっては、簡易書留へ移行せざるを得ず、実質値上げとなり消費者利益に反する。
- 配達記録郵便の利用を前提として発送システム等を組んでいるため、廃止までの数ヶ月で対応するのは難しい。廃止までに一定の期間を設けて欲しい。

## 6 審査結果

申請された郵便約款の変更については、郵便法(昭和22年法律第165号。以下「法」という。)及び郵便法施行規則(平成15年総務省令第5号。以下「施行規則」という。)の以下の規定に適合したものと認められることから、これを認可することが適当である。

審査基準	審査結果	理由
<p>【施行規則第26条】 会社は、法第68条第1項の規定により郵便約款の認可を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を提出しなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>一 郵便約款(変更の認可の申請の場合は、新旧の対照を明示すること。)</li><li>二 実施予定期日</li><li>三 変更の認可の申請の場合は、変更を必要とする理由</li></ul>	適	郵便事業株式会社(以下「会社」という。)から提出された認可申請書には、施行規則第26条に定める事項が記載されていることから、認可申請書として適当なものと認められる。



審査基準	審査結果	理由
<p>【法第68条第2項第1号】 一 次に掲げる事項が適正かつ明確に定められていること</p>	適	
<p>イ この法律又はこの法律に基づく総務省令の規定により郵便約款で定めることとされている事項</p>		<p>変更申請の内容のうち、法の定めにより、郵便約款に定めるとされる事項は以下のとおり。 ○ 郵便の特殊取扱(法第44条第2項)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 配達記録郵便の廃止(現行約款から削除)</li> <li>・ 特定記録郵便の新設</li> <li>・ 電子内容証明郵便の取扱変更</li> </ul> <p>以上の事項について、郵便約款上、郵便の役務を提供することが規定されていることから、適当であると認められる。</p>
<p>ロ 郵便物の引受け、配達、転送及び還付並びに送達日数に関する事項</p>		<p>変更申請の内容のうち、特定記録郵便の新設については、引受けを記録した上で送達する役務であることが記載されており、また、配達、転送及び還付並びに送達日数に関する事項は一般的な条件が適用されるものであることから、適当であると認められる。</p>
<p>ハ 郵便に関する料金の収受に関する事項</p>		<p>—— 変更なし</p> <p>従前と同様の取扱いであり変更はない。</p>
<p>ニ その他会社の責任に関する事項</p>	適	<p>変更申請の内容のうち、特定記録郵便の新設については損害賠償に関する規定が設けられていないが、当該役務は郵便物の引受けの記録をするものであり法第50条第3項に規定する「引受け及び配達の記録をする」郵便物ではないため個別の損害賠償規定は必要ないものであり、一般的な条件が適用されるものであることから、適当であると認められる。</p>
<p>【法第68条第2項第2号】 二 特定の者に対し不当な差別的取扱いをするものでないこと</p>	適	<p>変更申請の内容には、特定の者に対し不当な差別的取扱いをする規定は存在しないことから、適当であると認められる。</p>

## ＜参考：関連法令＞

### ●郵便法（昭和二十二年十二月十二日法律第百六十五号）（抜粋）

（郵便約款）

第六十八条 会社は、郵便の役務に関する提供条件（料金及び総務省令で定める軽微な事項に係るものを除く。）について郵便約款を定め、総務大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 総務大臣は、前項の認可の申請が次の各号のいずれにも適合していると認めるときでなければ、同項の認可をしてはならない。

一 次に掲げる事項が適正かつ明確に定められていること。

イ この法律又はこの法律に基づく総務省令の規定により郵便約款で定めることとされている事項

ロ 郵便物の引受け、配達、転送及び還付並びに送達日数に関する事項

ハ 郵便に関する料金の収受に関する事項

ニ その他会社の責任に関する事項

二 特定の者に対し不当な差別的取扱いをするものでないこと

（審議会等への諮問）

第七十三条 総務大臣は、次に掲げる場合には、審議会等（国家行政組織法（昭和三十二年法律第二十号）第八条 に規定する機関をいう。）で政令で定めるものに諮問しなければならない。

一 第六十七条第三項、第六十八条第一項又は第七十条第一項の規定による認可をしようとするとき。

二 第六十七条第二項第三号又は第七十条第三項第二号から第四号までの総務省令を制定し、又は改廃しようとするとき。

三 第七十一条の規定による命令をしようとするとき。

### ●郵便法第七十三条の審議会等を定める政令（平成十五年三月二十八日政令第八十三号）

郵便法第七十三条の審議会等で政令で定めるものは、情報通信行政・郵政行政審議会とする。